

記入例(申請書・表)

令和7年 5月 19日

愛媛県教育委員会教育長 様

高校生等奨学給付金支給申請書

必ず4項目すべてに✓を記入すること

次の4点を確認の上、□に✓を記

- ☒ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、愛媛県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☒ 私は愛媛県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

高校生等奨学給付金の支給を申請します。

申請者住所等	〒790-8570 松山市〇〇一番地1-1 TEL (089) 912 - 2951	ふりがな えひめ たろう	申請者氏名 愛媛 太郎
高校生等との関係	☒ 親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他（ ）		
基準日	令和7年 4月 1日	当年度中の前倒し給付受給の有無 ※前倒し給付申請時は記入不要	☐ 有 ☒ 無 【有の場合】 受給した都道府県名 （ ）都・道・府・県 受給額（ ）円

※基準日は、原則7月1日（秋入学等7月以降に入学する場合は入学日）、4～6月分相当額の前倒し給付を申請する新入生は4月1日を記入してください。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	えひめ いちろう			生年月日	昭和 平成 20 年 4 月 2 日	
氏名	愛媛 一郎					
在学する学校	学校の名称	国立 ・ ☒ 公立 愛媛県立松山高等学校				
	学校の種類・課程・学科	高等学校全日制				
	学校の所在地	愛媛 都道府県 松山 市区町村 一番町四丁目4-2				
	在学期間	令和7年 4月 1日 ～ 年 月 日				
過去の高等学校等における在学期間	学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		
	学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数		
				なし 1回 2回 3回 4回 不明 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

※学校確認欄

学校受付日	令和 年 月 日	※受付印押印時は省略可
①通信制と通信制以外の別	☐ 通信制 ☐ 通信制以外	支給額 (7月以降月割は計算式も記入) 年額 円 × 月 / 12月
②生活保護世帯、非課税世帯の別	☐ 生活保護世帯 ☐ 非課税世帯	
③支給相当月数	☐ 4～6月分 ☐ 年額 ☐ 7月以降月割 (月～ 月分)	

記入例(申請書・裏)

【保護者等の収入の状況について】（該当する□に✓を記入してください。）

生活保護受給世帯の方：(1)を記入してください。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税世帯の方：(2)を記入してください。

(1) 生活保護（生業扶助）受給世帯の方

☐ 私の世帯は、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、そのことが分かる証明書を提出します。

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税世帯の方

☒ 私の世帯は、基準日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助は受給していません。

次の（ア）の①～⑤いずれか又は（イ）のどちらか該当する□に✓を記入してください。

（ア）次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。

①	☒ 親権者（両親）2名分
②	☐ 親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長又は児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者のうち1名の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐ 未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐ 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

（イ）次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
☐	就学支援金又は学び直し支援金の申請時に、個人番号を確認できる書類及び個人番号利用目的同意書（就学支援金、学び直し支援金及び奨学のための給付金に限り個人番号を使用する旨記載）を提出済みである場合

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。